

居宅介護支援事業所等の皆様へのお知らせとお願い

健康福祉局長寿社会部介護保険課 資料

【目次】

- 1 介護給付費の取下げ等について
- 2 ケアプラン点検の実施について
- 3 「科学的介護情報システム（LIFE）」について
- 4 「介護情報基盤」について
- 5 厚生労働省からのお知らせ（介護保険最新情報vol.1529）

1 介護給付費の取下げ等について

2. 介護給付費の取下げ方法について

- 取下げ方法については「**オンライン手続きかわさき（電子申請）**」に限ります。
川崎市の電子申請システムの変更に伴い、令和5年4月審査分から変更となっております。
（これまでと同様に、郵送、FAX、持参等、電子申請以外の御提出はお受けいたしません）。
- 毎月5日までの申請分**を当月に過誤処理します。
- 川崎市の電子申請システム変更に伴い、令和5年4月分より、申請分すべてが過誤取下げの対象となります。**重複して申請を行った場合には、不要となる申請について、オンライン手続きかわさき>マイページ>利用者メニュー>申請履歴から、適宜取下げを行ってください。**

○届出のフロー

電子申請
IDの取得

- ・IDの取得は初回のみ行います。
- ・IDは法人単位、事業所単位のいずれでも可能です。
詳細は下記のURLをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-21-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

取下依頼書
の作成

- ・記入例等を御確認の上、作成してください。
- ・ファイル名は必ず**kago(事業所番号)**にしてください。
（他の名称の場合は受付できないので注意）。

取下依頼書
の送付

- ・**事業所番号ごと**に送付してください。
- ・処理不要なデータは、必ず取り下げを行ってください。
- ・連合会への再請求漏れが散見されますので御注意ください。

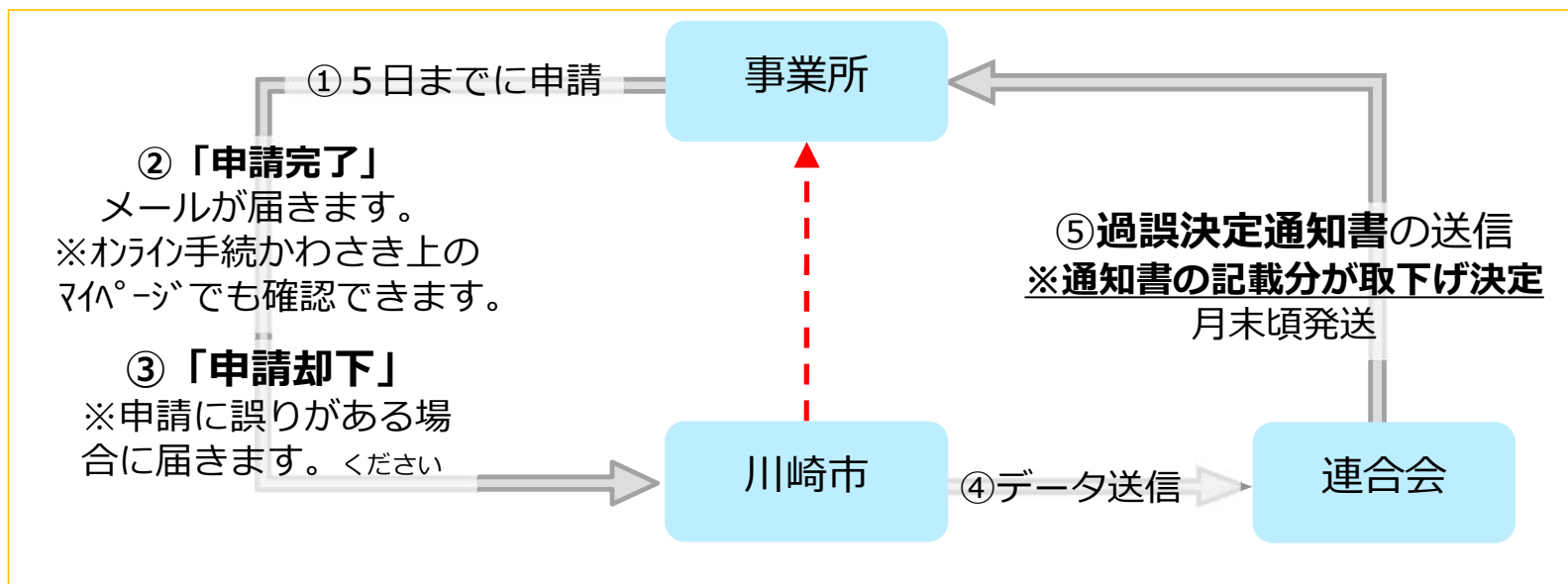
この申請を取下げる

申請内容を使用して新しく申請する

<

戻る

3. オンライン手続きかわさき 申請の流れ



- ①毎月5日までに電子申請を行ってください。6日以降分については翌月分として処理します。
- ②【申請完了】本市が受領した状況です。**取下げ決定ではありません。**
- ③【申請却下】データ名が「kago(事業所番号).xls」ではない等、本市がデータ形式誤りを理由に処理できない状態です。オンライン手続きかわさき上のマイページで確認後、正しいデータで再度申請をお願いします。なお、6日以降に再送信された場合、翌月分として処理します。
- ⑤連合会からの結果通知です。内容を確認し「過誤決定通知書が届かない」「取下げした対象者の記載がない」等の場合は様式や保険者番号、被保険者番号等に誤りがないか、申請データの内容を御確認ください。

4. 取下げ依頼書の注意点



詳細は本市ホームページを御確認ください。

検索結果

約 69 件 (0.17 秒)
介護給付費の取下げ (過誤申立て) - 川崎市
川崎市 > page

取下げ依頼書 (Excel) 作成時は、「介護給付費の取り下げについて」や「入力例」のシートを参照の上、「入力シート」の作成を始めてください。

介護給付費等取下依頼書							行追加	行削除	入力チェック
No.	事業所番号	証記載保険者番号	被保険者番号	サービス提供年月	給付実績様式番号	様式番号			
1	1475100003	141317	0000000001	201804	様式第二の二	020			請求誤り
2	1475100004	141325	0000000002	201805	様式第二の三	023			その他実
3	1475100004	141325	0000000002	201806	様式第二	020			請求誤り
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

サービス種類に対応する様式を選択しているか確認してください。
※介護予防・生活支援サービス事業の様式誤りが多くみられますので御注意ください。

シート名は「入力シート」のまま変更しないでください！

介護給付費等の取下げについて

入力例

入力シート

+

5. 取下げ依頼書の注意点

◆被保険者番号が「H」で始まる方（生保10割者）や障害福祉サービスに係る取下げについては、介護保険給付費取下げ画面から行うことができません。下記のページを御確認ください。

- ・被保険者番号が「H」で始まる方（生保10割者）に係る取下げ

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000089144.html>

- ・障害サービスに係る取下げ

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000092362.html>

◆申請された内容を本市が差し替えることはありません。本来取下げを行う予定であったものと別のものが取り下げられている場合には、申請内容を今一度御確認ください。

◆その他の注意事項やよくあるお問い合わせにつきましては、Q&Aを御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000017/17482/QA.pdf>

6. 取下げに関するお問い合わせ

川崎市では、介護給付費等の取下げに関する専用ナビダイヤルを設置しています。

過誤取下コールセンター専用ナビダイヤル



0570-005-503

受付時間 8：30～17：15 月～金曜日
(祝日、12/29～1/3を除く)

7. 介護給付費の返戻について

- 請求が返戻・保留・減額となった場合には、連合会から通知がきます。
- 各通知の説明、返戻等の主な原因については、神奈川県国保連合会のホームページにて、連合会が作成した「**支払関係帳票と返戻事由の解説**」・「**介護給付費請求の手引き**」に記載されていますので御確認ください。
※下記ホームページ参照
- 連合会の資料に加え、「よくある質問Q & A」についても御確認ください。
※下記ホームページ参照

【本市ホームページ掲載場所】

『川崎市トップページ』⇒『暮らし・手続き』⇒『福祉・介護』
⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』
⇒『過誤・再審査申立』⇒『介護給付費にかかる返戻について』
<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000062029.html>

返戻に関する お問い合わせ先

○資料を確認しても、原因、対応方法が分からない場合は、
神奈川県国民健康保険団体連合会にお問合せください

※問い合わせた結果、被保険者情報や事業所の加算登録情報については、市に確認して欲しい、と誘導をされる場合がありますことを御承知おきください。

電話 045-329-3445

**神奈川県国民健康保険団体連合会
介護福祉部介護保険課**

2 ケアプラン点検について

1. ケアプラン点検とは

ケアプラン点検は、介護給付費適正化事業の主要事業に位置づけられる取組であり、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者には資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するものです。

(厚生労働省ホームページより抜粋)

川崎市では、市内の居宅介護支援事業所の中から、毎年一定の条件に該当する居宅介護支援事業所を選定し、文書により居宅サービス計画の提出を求めてケアプラン点検への協力を依頼しております。提出があった居宅介護支援事業所へは、ケアプラン点検結果報告書により、結果を通知しています。

概ね2～3年に1度の依頼とはなりますが、翌年にも依頼する場合があります。その際は是非ご協力をお願いいたします。

令和5年度 : 524件(124事業所)
令和6年度 : 633件(152事業所)
令和7年度 : 650件(105事業所)

2. 利用回数が多いケアプランの届出について

生活援助中心型サービスの利用回数が左下図の回数以上となった場合は、市町村にケアプランの届出が必要です。

※一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとしてします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第13条第18号の2

介護度	利用回数
要介護1	27回／月
要介護2	34回／月
要介護3	43回／月
要介護4	38回／月
要介護5	31回／月

【提出書類】

①アセスメントシート

②ケアプラン(第1表～第7表)

※ケアプラン第6表の作成年月日の翌月末までに提出が必要です

【郵送先】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所健康福祉局介護保険課給付係 行

<ケアプラン在中>

詳細は川崎市介護支援専門員連絡会のHPでもご確認ください

<https://www.kawasaki-caremane.com/oyakudachi.html>

トップページ>お役立ち情報>日々の業務で役立つツール>訪問介護・ケアマネジメントツール
～生活援助の考え方～(H30.12.1 改訂版)(分割掲載による続き③)

※受領した届出はケアプラン点検書類として扱い、後日ケアプラン点検結果報告書にて結果を通知します。

3 「科学的介護情報システム（LIFE）」 について

1. 科学的介護情報システム（LIFE）について

令和3年4月1日より、これまで運用されてきた通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム（VISIT）及び高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム（CHASE）について、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、名称を「科学的介護情報システム（LIFE）」として一体的に運用が開始されました。

令和3年度の介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けされた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクル・ケアの質の向上を図る取組を推進しています。

詳細や最新情報は下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「科学的介護情報システム（LIFE）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

LIFE(科学的介護情報システム) ホームページ

<https://life-web.mhlw.go.jp/home>

※推奨ブラウザ：Microsoft Edge 又はGoogle Chrome

2. 科学的介護情報システム（LIFE）の運営主体移管について

令和8年5月11日より、LIFE（科学的介護情報システム）の運営主体が厚生労働省から公益社団法人国民健康保険中央会へ移管されています。LIFE関連加算を継続して算定するためには、厚労省運用LIFEを利用している各事業所・施設において、令和8年5月11日から令和8年7月31日までの間に国保中央会運用LIFEへの移行作業を完了する必要があります。

移行作業については、介護保険最新情報（Vol.1484、Vol.1495、Vol.1504、Vol.1512、Vol.1520）により周知されていますが、令和8年7月23日時点においても、一部の事業所・施設で移行作業が完了していない状況が確認されています。

移行作業が完了していない場合、LIFEへのデータ提出やLIFE関連加算の算定要件に影響が生じる可能性があります。 LIFE関連加算を算定している事業所・施設におかれましては、移行作業の実施状況を改めてご確認いただき、未対応の場合は速やかに対応をお願いいたします。

※詳細については、下記の厚生労働省ホームページに掲載の介護保険最新情報（Vol.1484、Vol.1495、Vol.1504、Vol.1512、Vol.1520）及びLIFEホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「介護保険最新情報掲載ページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

※推奨ブラウザ：Microsoft Edge 又はGoogle Chrome

3. LIFEに関するお問い合わせ先について

お問い合わせの内容により窓口が異なります。LIFEのホームページより「お問い合わせの方へ」に進んでいただき、対応する窓口にお問い合わせください。



4. 川崎市ホームページ

下記のページでLIFEについてご案内しています。

【川崎市ホームページ】「科学的介護情報システム (LIFE)」について

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000184510.html>

5. 市内介護保険サービス事業所における 科学的介護推進体制加算の取得状況

令和8年3月サービス提供分

サービス種類	取得率
介護老人福祉施設	82.7%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	75.0%
介護老人保健施設	95.2%
通所介護	67.1%
地域密着型通所介護	43.9%
認知症対応型通所介護(予防含む)	58.3%
特定施設入居者生活介護(予防含む)	78.2%
認知症対応型共同生活介護(予防を含む)	74.3%
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	62.8%
看護小規模多機能型居宅介護	50.0%
総合事業通所型サービス	52.1%
通所リハビリテーション	60.0%
介護予防通所リハビリテーション	50.0%
平均	62.0%

4 「介護情報基盤」について

1. 介護情報基盤について

介護情報基盤とは、介護サービス利用に関する情報をひとつに集約し、介護サービス提供に関わる関係者の間で共有する仕組みです。

介護事業所職員やケアマネジャーが、要介護認定に必要な情報や、ケアプラン作成に必要な情報などをタイムリーに確認できるようになります。また、居宅サービス計画依頼届出の代行申請も可能となります。

本市における介護情報基盤への情報連携につきましては、現在のところ令和10年4月1日までの開始を予定しておりますが、正式な情報連携時期が決定しましたら改めてお知らせいたしますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

介護情報基盤の概要は下記の介護情報基盤ポータルサイト内の資料をご確認ください。

介護情報基盤ポータルサイト「介護情報基盤の概要（介護事業所のみなさまへ）」

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/kaigo_kaigokiban_gaiyou.pdf

2. 介護情報基盤の導入準備及び利用に関する資料等について

①「介護保険資格確認等WEBサービス」の利用について

介護事業所のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤の情報の閲覧等を行うために利用するWEBサービスを「介護保険資格確認等WEBサービス」といいます。できることや閲覧できる情報をまとめた資料や導入作業の手引きが、以下のページで公開されておりますので、導入の際はご参照ください。

介護情報基盤ポータルサイト「「介護保険資格確認等WEBサービスの利用にあたって」資料を公開しました」

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/notice/detail/lenjp2xm5nxh9gbpjwufqo93>

②初回利用登録・助成金申請・介護WEBサービス利用に関する動画公開について

初回利用登録、助成金申請及び「介護保険資格確認等WEBサービス」の利用について、3本の動画が以下のページで公開されておりますので、ご活用ください。

介護情報基盤ポータルサイト「初回利用登録・助成金申請・介護WEBサービス利用に関するガイド動画公開のお知らせ」

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/notice/detail/ao2hoij48ndmdcpqk0yxcfew>

③その他

介護情報基盤の導入準備及び利用全般に関するその他資料については、国民健康保険中央会が運営する介護情報基盤ポータルサイトに公開されております。今後も情報が更新されますので、定期的にご確認をお願いいたします。

介護情報基盤ポータルサイト「各種資料」

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/materials>

3. 助成金について

介護情報基盤の導入のための助成金（カードリーダーの購入経費、介護情報基盤との接続サポート経費等）が実施されています。詳細は以下のページで公開されておりますので、ご確認ください。

【令和8年度の受付期間】

令和8年5月7日（木）～令和9年3月12日（金）

※川崎市の情報連携は令和10年4月1日までの開始を予定しています。

介護情報基盤ポータルサイト「令和8年度 助成金申請受付開始」

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/notice/detail/ulruesqstm89985zz5mho283>

令和8年度の助成金申請の受付を開始しました

介護事業所・医療機関
(介護サービス提供医療機関)

カードリーダーの
購入経費

介護情報基盤との
接続サポート等経費

ケアプランデータ連携システム
もあわせて導入できます!

医療機関
(主治医意見書作成医療機関)

主治医意見書の
電子的送信機能の
追加経費

申請期間：令和8年5月7日(木)～令和9年3月12日(金)【予定】

予算には限りがありますので、ぜひ早めの申請をご検討ください!

4. 介護情報基盤に関するお問い合わせ先について

介護情報基盤の導入準備、助成金及び利用全般に関するお問い合わせについては、介護情報基盤ポータルサイト（電話・フォーム・AIチャット）から受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。

介護情報基盤ポータルサイト「お問い合わせ」

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/inquiry/input>

The screenshot shows the 'Inquiry' page of the Kaigo Kiban Portal. At the top, there is a navigation bar with '介護情報基盤ポータル' (Kaigo Kiban Portal) on the left and 'お知らせ' (Notice), '各種申請' (Various Applications), 'よくあるご質問' (Frequently Asked Questions), '各種資料' (Various Materials), and 'お問い合わせ' (Inquiry) on the right. A 'ログイン' (Login) button is also present. Below the navigation bar, the main heading is 'お問い合わせ' (Inquiry) with the subtext '以下から方法をご選択いただけます。' (You can select a method from below). There are three buttons: 'AIチャットに質問' (Ask AI Chat), 'フォームでのお問い合わせ' (Inquiry via Form), and 'お電話でのお問い合わせ' (Inquiry via Phone). Below these, there is a section titled 'AIチャットに質問' (Ask AI Chat). This section includes a chatbot icon with the text 'チャットで質問する' (Ask by chat) and 'なんでもお聞かせください！' (Please ask anything!). There are also links for '利用方法' (Usage Method) and '助成金について' (About Subsidies). To the right, it says '24時間365日対応' (24 hours, 365 days support) and 'AIチャットが素早くお答えします' (AI chat will answer you quickly). At the bottom, there is a button 'AIチャットに質問する' (Ask AI Chat).

5 厚生労働省からのお知らせ (介護保険最新情報vol.1529)

ケアプランデータ連携システムの介護WEBサービスへの移行

ケアプランデータ連携システムは令和9年1月（予定）に介護情報基盤の「介護WEBサービス」へ統合する予定です。統合後は、Webブラウザからケアプランデータ連携機能を利用できます。

事業者様がケアプランデータ連携を継続・新規利用する事業所は、介護WEBサービスの利用登録が必要です。移行直前の混雑を避けるため、早めの利用登録・移行準備を進めてください。

詳細は別添の介護保険最新情報vol.1529をご確認ください。
下記のURLからもご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001730882.pdf>